

1. 用語の解説

あ

イノー礁池

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁（礁池）。

遠景

遠方の景色。遠くに見える景色。一本一本の樹木のアウトラインは、もはやとらえることができない。空気遠近法の影響で、テクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化も淡くなる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものこと。

か

近景

近くの景色。一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域である。自然としての樹木を感じとることのできる、それと一体感のもてる親密な領域であるということができる。

景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景（心象風景または原風景）も含む。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。→景観計画

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為（条例で追加や限定が可能）ごとの景観形成上の制限内容（景観形成基準）等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。→景観行政団体、屋外広告物

景観重要公共施設

景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）について、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、その整備を景観計画に基づいて行うことができる。→景観行政団体

景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。→景観行政団体

景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。→景観行政団体

景観地区

特に良好な景観を形成することを目的に、都市計画として市町村が決定する地区のことである。建築物の形態意匠、高さ、壁面位置等について総合的に規制することが可能となる。

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」とは別に、景観と調和のとれた良好な営農条件を図る必要がある場合に、市町村が作成することができる計画。景観農業振興地域整備計画は、市町村の講ずる総合的な農業振興のための施策の一環として策定されるため、景観法が規定する景観計画区域内に位置づけられる一方で、農業振興地域整備計画にも適合しなければならない。

景色

山・野原・川・海など、自然を中心としたながめ。風景。

《類義語》 風光。風致。風色。景観。

さ

自然公園法

自然公園法（昭和32年（1957年）6月1日法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律。

準景観地区

良好な景観の保全等を目的とし、都市計画区域及び準都市計画区域以外であっても、景観計画が定められている区域において指定することができ、景観地区に準じた景観誘導が可能となる地区指定制度のひとつである。（景観法74条）→景観地区

礁縁（リーフエッジ）

サンゴ礁地形の先端部。

スカイライン

地平線。山や建物などが空を区切って作る輪郭。

総合計画

地方自治法第2条第4項に定められている、自治体の全ての計画の基本となる計画。通常、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想、基本的施策を実現するために必要な施策を示した基本計画、施策について具体的な事業内容や実施時期を明記した実施計画の3つからなる。

た

中景

近くと遠くとの間の、中ほどに見える景色。中間の景色。一本一本の樹木のアウトラインすなわち樹冠は看取できるが、近距離景で見られた一本一本の樹木のディテールは、もはやとらえることのできない領域である。

は

風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のようなながめ。けしき。

用例：田園風景 《類義語》 風光。風色。景。景観。光景。

干瀬 (ひし)

干潮時に干出する平らなサンゴ礁の面。

抱護林

抱護とは、造林地内の気象条件(湿度、気温、光)の均衡を保持し、風害・潮害からの保護を意味し、山地にあつては抱護の山、林分にあつては抱護林という。抱護林は、現在の造林地周辺に保残される保護林に相当し、かつては山地だけではなく、農地、集落の周辺にも仕立てられた。

ま

マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指します。赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、紫(P)、青紫(PB)、赤紫(R)の10色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを0から10の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

ら

リーフエッジ

→礁縁(しょうえん)

参考文献

- 三訂 都市計画用語事典(都市計画用語研究会編著)
- まちづくりキーワード事典 第三版(三船康道+まちづくりコラボレーション著)
- 沖縄大百科事典(沖縄タイムス社発行)
- 景観用語辞典(篠原修編著)

2. 久米島町景観計画検討委員会委員名簿

平成 22 年度

	氏 名	所属等
1	大田 治雄	久米島町副町長（委員長）
2	松本 一也	久米島町教育委員長
3	宇江城 久人	久米島町観光協会青年部長
4	高嶺 悟	久米島町商工会事務局長
5	大田 哲也	久米島町建設業協会会長
6	糸数 要	久米島町区長会長
7	上江洲 均	久米島文化センター名誉館長
8	服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授
9	大道 弘	沖縄県農協久米島支店副支店長
10	佐藤 直美	久米島ホテルの会事務局
11	松山 悦子	久米島町婦人会会長
12	大城 良乃	久米島町青年団協議会役員

平成 23 年度

	氏 名	所属等
1	大田 治雄	久米島町副町長（委員長）
2	儀間 周倫	久米島町教育委員長
3	糸数 要	久米島町区長会長
4	上江洲 均	久米島博物館名誉館長
5	服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授
6	松山 悦子	久米島町婦人会会長
7	高嶺 悟	久米島商工会事務局長

久米島町景観計画

平成 24 年 3 月

久米島町 プロジェクト推進室
〒901-3193 久米島町字比嘉 2870 番地
TEL:(098)985-7122
FAX:(098)985-7080

編集協力：株式会社 国建

